

RPS 新法 / 風力発電事業者側からの問題点

1. 電源毎の利用目標(義務量)の設定

新エネルギーに関わる電源は、いわゆる再生可能エネルギーとそれ以外のものに大きく二分されるが、新法の精神でもある地球環境にも資するとの観点からすれば、一般的に見て発電原価で優位にある非再生可能エネルギー（廃棄物発電など）を無差別且つ同列で取り扱うことには疑問がある。更に、今までの新エネ部会の議論は、各種の電源ごとのポテンシャルとその特徴(出力変動の影響など)を前提に進めて来たものであり、そこで確認、了承された数値は(例えば風力は 3,000MW)は一種の政策的な目標数値であり、実現のために最大限の努力が払われるべきである。

かかる観点に立てば、新法の施工当初こそ各種新エネルギーの導入が目標数値に沿ってバランス良く進むかどうかの鍵を握っており、是非とも電源ごとの導入目標値を設定すべきである。

2. 利用目標(義務量)の確実な達成

1) 優先接続の原則と系統連系対策の強化拡充

新法の前提とはなっていないが、昨年の総合資源エネルギー調査会でも確認された各種新エネルギーの 2010 年における導入目標の内、風力発電は 3,000MW である。一方で、我が国の風資源は地域的には北海道、東北に偏在しており、且つ一般的に見ても適地は電力の需要地から遠隔地に存在している。従って、これらの地域における電力系統の強化拡充なくして、上記の目標値の達成は困難である。

一方で、この系統強化の必要性に関しては現在まで具体的な議論がほとんどなされておらない。ついては、早急に新エネルギー導入に関わるいわゆる「優先接続」の原則につき公開の場で議論、確認し、その上でこの原則に基づく具体的な系統強化策とその財源の手当て、建設・運営の主体の在り方などにつき、議論を開始すべきである。

2) Penalty 制度の導入

新法では経済産業大臣の勧告、命令に違反した場合、最大 100 万円の罰金が規定されているが、これでは義務を課された者に十分な履行の動機付けを与えることは不十分であり、不履行の度合いに応じた明確な制裁として KWH 当たりの penalty を適用すべきである。この効果は、同様のシステムを採用している英国の例からも明らかである。

上記の penalty 導入の効果は、義務負担者の「義務履行の価値」に関する最低限の市場価値を提示することにもなり、結果としてこれに「電力としての価値」を加えた新エネルギーの市場価格が示されることにも繋がる。

逆に、新エネルギーの市場が形成されず、長期の売電契約が成立不可能な状況では、多額の投資を必要とする新エネルギー事業者は、事業リスクが取れず又第三者（銀行等）からの資金調達も

困難となる。

3) 補助金制度の継続と改善

風力の利用目標値を達成する為には今後順次条件の悪いサイトへと移行せざるを得ない観点も含め、現行水準以上の補助金の継続が必要であり、且つ投資を促進するインセンティブとして、免税等の投資家への税制上の優遇措置が望まれる。

又、補助金は建設費補助ではなく設備完成後の実発電量(KWH)に対して行うことが合理的であり、これは実発電量をベースとしている新法の精神とも合致しており、かつこの制度を導入すれば審査にかかわる行政コストも大きく低減することが可能になる。

3. 環境付加価値の取り扱い

1) 義務履行の意味づけ

現在風力発電から発生する電力の取引は、発電事業者と風力発電所が所在する地域の電力会社との二社間のものに限定されており、又この二社間で締結される電力受給契約上では「将来発生する全ての付加価値は、電力会社に帰属する」と明記される傾向にある。

一方で、いわゆる排出権などを含む環境付加価値に関して我が国においては明確な市場もなくまた議論も未成熟である。かかる現状下で、二社間の私契約とはいえ、電力受給契約に環境付加価値の帰属について明記することには公正性・合理性の根拠を欠く。従って、混乱を避けるためにも、今後整備される政令、省令においては、「RPS 新法に基づく取引は、同法律により課される義務の履行にその効果・価値が限定される」旨、明記されるべきである。

注

・既設(運開済み)設備の取り扱い

新法の規定においては、既に運転を開始している設備の取り扱いが必ずしも明確ではなく、仮に、これら既設設備も新法の対象設備に含まれ義務対象者に off-set 効果が認められる場合にも、上記と同様に off-set 効果以外の環境付加価値の帰属の問題が発生する。

2) 電力価値(価格)の統一

新法下における新エネルギーから発生する電力の取引価格は、いわゆる「電力としての価値」と「義務履行の価値」の二つから構成されるところと見られる。

一方で、「電力としての価値」の意味・内容、レベルについては、電気事業者と新エネルギー発電事業者との間には見解の相違があると思われ、また同時に個々の電気事業者間においても、電源の種類の構成や経営状況などにより、そのレベル(価格)にはバラツキが存在する。

かかる状況は、新法の施行に当たり不要な混乱をも引き起こす懸念があることから、政府による一定の考え方が示されるべきである。

以上